

下仁田自然学校のご案内

自然学校設立の経緯：下仁田町とその周辺は、日本の地質の縮図ともいわれる地質の宝庫です。下仁田自然学校は、この恵まれた自然に魅せられた有志が、下仁田町の全面的な援助と協力をえて、1999年6月4日に設立した民間の学校です。自然が大好きな子どもたちが育つよう、そして、子どもも大人も、みんなで学びあい、研究ができる楽しい学校となることをめざしています。

学校の運営：学校の支持母体は会員（後援会員）です。会員の中から自薦・他薦で選任された役員によって『下仁田自然学校のきまり』に基づいて運営されます。会員は、会費を納入して財政を支援します。

学校だより「くりっぺ」：隔月刊に発行、会員に配布、情報の提供と会員間の交流をはかります。

学校の利用・行事への参加：会員でなくても希望すればだれでも、利用や参加ができます。

会員募集中：入会を希望し会費を納入すれば、だれでも会員になります。年会費制で1口2,000円。常時募集。

下仁田自然学校の連絡先：〒370-2611 群馬県甘楽郡下仁田町青倉 158-1 下仁田町自然史館内

電話：0274-70-3070 Fax：0274-67-5315 e-mail：nenasi@juno.ocn.ne.jp

.....

『下仁田自然学校のきまり』

2003年3月8日制定・2013年3月9日一部改定・

2022年4月17日改定

1. 名 称 本校は「下仁田自然学校」(以下本校)と称する。
2. 目 的 自然が大好きな子どもが育つよう、そして、子どもも大人もみんなで学びあい、研究ができる、楽しい学校となることをめざす。
 - (1) 下仁田町及び周辺地域の豊かな自然を生かして、子どもたちの健全育成に資する活動をおこなう。
 - (2) 下仁田町及び周辺地域の自然を地域の人たちと調査・研究し、その成果を公表し、共有する。
 - (3) 自然科学に関係する図書や諸資料・機材を収集・整備し研究活動を支援する。
3. 活 動 本校は次の諸活動をおこなう。
 - (1) 下仁田町及び周辺地域で各種自然観察会を開催する。
 - (2) 下仁田町及び周辺地域の自然・文化・産業等に関する講演会や勉強会・ものづくり体験会等を開催する。
 - (3) 下仁田町及び周辺地域の調査をするための研究グループを組織し、活動を支援する。
 - (4) 下仁田町及び周辺地域を調査する個人や各種自然研究諸団体の活動に協力する。
 - (5) 自然科学に関する書籍・文献等の資料を収集・整理・保管し、利用（閲覧・貸出など）に供する。
 - (6) 自然科学に関する各種実験機材・標本等を収集・整備し、利用に供する。
 - (7) 自然科学に関する各種研修会・講演会・研究会への講師派遣。
 - (8) 下仁田町及び周辺地域の自然を中心とする図書・研究報告書等を作成する。
 - (9) 下仁田自然学校だより「くりっぺ」の発行。
 - (10) 下仁田町が主催する各種行事への協力。
 - (11) 下仁田町自然史館の諸活動への協力。
 - (12) 下仁田ジオパークの各種活動への協力。
4. 組 織

本校は、以下の組織によって構成された下記の役員によって運営される。役員として、評議員・校長・事務局長・運営委員・

会計監査及び相談役をおく。役員の定員と任期は定めない。

- (1) 後援会：本校の支持母体であり、年会費を納入する会員によって構成される。本校の目的に賛同し、入会を希望する者は会員になれる。会員は本校の全ての活動に参画できる。
- (2) 評議員会：本校の基本方針を策定する。評議員会は、後援会員の中から運営委員会で選任された評議員によって構成される。評議員の中から校長・運営委員・事務局長・会計監査・相談役を選任する。
- (3) 校長：本校を代表し、諸活動および組織運営を統括する。
- (4) 運営委員会：本校が行う活動を計画し執行する。運営委員会には、校長・事務局長・運営委員・事務局員（運営委員を兼務）で構成する。
- (5) 事務局：運営委員会の検討、決定に従い、本校の会計を含む運営諸事務をおこなう。
- (6) 会計監査：本校の会計を監査し、その結果を評議員会に報告する。
- (7) 相談役：役員の引退者に委任する。必要に応じて運営委員会への支援・アドバイスをおこなう。

5. 財 政

本校の収入は以下による。

- (1) 後援会会費：会費は年2,000円を一口とする。
- (2) 活動収入。
- (3) 各種補助金・委託金。
- (4) 寄付金。
- (5) その他。

6. 会計年度

会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

7. 所在地 〒370-2611 群馬県甘楽郡下仁田町青倉 158-1
下仁田町自然史館内

8. その他

- (1) 本校の活動施設として、下仁田町から下仁田町自然史館の一部施設を借用する。
- (2) 定めのない事項については、評議員会や運営委員会で検討し実行する。

附則：この「下仁田自然学校のきまり」は2022年4月17日から施行する。